

大分県報

平成二十八年
第二八二二号
十月十四日

（金曜日）

警察本部訓令

一号 番一七〇及び八四五番一七三並びに八四五番一六五地先里道

四・二〇

目次

告示

付保義務の発生……………
建築基準法による道路位置の指定……………
警察本部訓令
保護取扱規程等の一部改正……………

告示

大分県告示第五百三十三号
宇佐市加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。
平成二十八年十月十四日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第五百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。
平成二十八年十月十四日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
日第二八一	玖珠郡玖珠町大字塚脇字当ノ下八四五番一六五、八四五番一六九、八四五	平二八・九・三〇	メートル 四・二七	メートル 四三・一八

大分県警察本部訓令第22号

保護取扱規程（昭和35年大分県警察本部訓令第17号）等の一部を次のように改正する。
平成28年10月14日

大分県警察本部長 松坂規生

（保護取扱規程の一部改正）

第1条 保護取扱規程の一部を次のように改正する。

第12条第2号及び第20条第2項中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

（大分県警察少年警察活動規程の一部改正）

第2条 大分県警察少年警察活動規程（平成14年大分県警察本部訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号及び第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年10月14日から施行する。